

ニュー・ヨーク州の監護法制の概要

ニュー・ヨーク州の家族に関連する州法としては、親族(家族関係)法 (Domestic Relations Law) があり、1: ショート・タイトルと定義 (Article 1 Short Title; Definitions)、2: 婚姻 (Article 2 Marriages)、3: 婚姻の挙式、証明および効果 (Article 3 Solemnization, Proof and Effect of Marriage)、4: 夫と妻の権利と義務 (Certain Rights and Liabilities of Husband and Wife)、5: 子の監護権と賃金 (The Custody and Wages of Children)、5-A: 統一子の監護権に関する管轄権および執行法 (Uniform Child Custody Jurisdiction and Enforcement Act)、6: 後見人 (Guardians)、7: 養子縁組 (Adoption)、8: 代理親契約 (Surrogate Parenting Contracts)、9: 婚姻の取消ししあるいは無効の宣言に関する訴え (Action to Annul a Marriage or Declare It Void)、10: 離婚の訴え (Action for Divorce)、11: 別居の訴え (Action for Separation)、11-A: 離婚と別居に関する特別規定 (Special Provisions Relating to Divorce and Separation)、12: 不在を理由とする婚姻の解消 (Dissolution of Marriage on Ground of Absence)、13: 婚姻関係の訴えの複数のタイプに適用可能な規定 (Provisions Applicable to More Than One Type of Matrimonial Action)、15: 廃止された法; 効果の発生 (Laws repealed; When to Take Effect) に分かれている。監護権に関連する規定がおかれているのは 5: 子の監護権と賃金 (The Custody and Wages of Children) と 5-A: 統一子の監護権に関する管轄権および執行法 (Uniform Child Custody Jurisdiction and Enforcement Act) である。なお、5-A: 統一子の監護権に関する管轄権および執行法 (Uniform Child Custody Jurisdiction and Enforcement Act) はハーグ条約の執行法にあたる。

ニュー・ヨーク州では、州の保護下にある未成年の子に関する監護権等については州法上規定がおかれているが、監護権一般についての規定はなく、もっぱら判例法によって、その内容等は形成されている。監護権の種類としては、子のための決定をなす権利義務である法的監護 (legal custody) と子とともに暮らす身上監護 (residential or physical custody) がある。管轄権を有する裁判所が子の監護権を付与するか否かの判断基準は子の最善の利益である。離婚後の共同監護 (joint custody) は親双方の協力態勢がとれる場合のみ認められる。監護権あるいは訪問権の変更は、子の利益に影響する重大な状況の変化があれば、認められる。婚外子の場合には、法的父子関係の確定がある場合にのみ、その未婚 (非婚) の父に監護権が認められる。